幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、3~5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0~2歳児クラスの児童の保育料は、上限額まで無償となります(下記「3.参考(1)」参照)(注1)。

また、一時保育を利用している方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設を利用できていない場合、無償化の対象となる場合があります。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に「施設等利用給付認定(2・3号)」を受けていただくことが必要です。以下をご確認のうえ、電子申請を行ってください。

注1)施設が保護者から徴収する月額利用者負担額以外の費用(教材費や給食費(主食費・副食費)等)については無償化の対象外となります。

1. 申請方法

(1)電子申請 以下のとおり電子申請を行ってください。



https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home

- ① 神戸市スマート申請システム(e-KOBE)にアクセスし、まずは利用者登録を行います。
- ② 利用規約を確認の上、メールアドレスを登録してください。登録いただいたメールアドレス宛に認証コードを記載したメールを送信しますので、30分以内に認証コードを入力してください。その後、利用者情報(パスワードの設定・氏名・住所等)を入力し、登録完了です。
- ③ トップページに戻り、 <u>手続き一覧(個人向け)</u> から カテゴリ「子育て・教育」→「幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育」→ 子どものための教育・保育認定手続き を選択します。
- ④ 私学助成幼稚園+預かり保育、認可外保育施設(新2号・3号認定) を選択します。 ※手続きは、2通りの本人確認方法【マイナンバーカードで電子署名をする方】と【本人確認書類 を添付される方】から1つを選んでください。
- ⑤ 以降、入力フォームに従って、必要な情報を入力してください。
- ⑥【マイナンバーカードで電子署名】の場合、最後にマイナンバーカードを読み込ませ、電子署名用のパスワードを入力し電子署名を行います。

【本人確認書類の添付】の場合、入力フォームに従って本人確認書類をアップロードします。

(2)書類での申請 上記(1)の電子申請ができない場合は、紙での申請も受付けます。

◆書類の様式は、以下の本市ホームページよりダウンロードいただけます。
https://www.city.kobe.lg.jp/a36812/kosodate/shien/shinseido/musyoka.html



【必要書類】

1	施設等利用給付認定・変更申請書(2・3号認定用)	
2	個人番号申告書	
3	保育の必要性を証明する書類 ※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」参照 ※必要な書類は、神戸市 HP からダウンロードしてください。	
4	その他必要に応じた書類 ※①~③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の 「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。	

【提出先】

担 当 所 管	所 在 地	電 話	
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952	

2. 申請期限

認定開始希望月(利用開始)の3か月前から2ヶ月前の末日まで

- ※認定開始希望月よりも3か月以上早い申請はご遠慮ください。 (直近まで保育要件やご家庭の状況が変わる可能性があるため)
- ※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、**受領日以降の認定開始となります**。 **遡って認定することはできませんので、十分ご注意ください。**

3. 参考

(1)対象確認表

児童のクラス年齢	無償化の上限金額
3歳~5歳児	月額 37,000 円
市町村民税 非課税世帯の 0~2歳児	月額 42,000 円

- ※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります
- ※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです
- ※複数の施設を利用している場合は、それらの施設利用料を合算した上限となります

(2)保育の必要性を認める事由

事由	状 況
就 労	保護者が就労している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就労)
妊 娠・出 産	母親が妊娠中あるいは出産前後である
	(認定期間は出産予定日の8週前が属する月の翌月1日から
	出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
 	保護者が親族の介護・看護をしている
介護・看護	(継続して1か月あたり 64 時間以上の介護・看護)
災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求 職 活 動	保護者が求職活動中である
就 学	保護者が就学している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就学)

4. 問い合わせ先

担当所管	所 在 地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952

…… 幼児教育・保育の無償化についてはこちらをご覧ください。

https://kobe-kodomo-mushou.jp/

